

大鹿村農山村留学用住宅設置及び管理規程

(設置の目的)

第1条 大鹿村の教育の振興と活性化を図り、農山村留学制度の円滑な運営に資するため、農山村留学用住宅（以下「住宅」という。）を設置する。

(住宅設置の場所及び戸数)

第2条 住宅は、大鹿村大字鹿塩2821番地7に2戸設置する。

(住宅の管理者)

第3条 住宅の管理者は大鹿村教育委員会（以下「教育委員会」という。）とする。

(入居資格)

第4条 住宅の入居資格は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 大鹿村農山村留学生募集要項に基づいて留学生を募集し、適当と認められた児童・生徒とともに居住を希望する保護者（当該児童・生徒の親権者又は後見人。以下同じ。）又はその家族。
- (2) 保護者又はその家族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。

(入居の決定)

第5条 前条に定める資格を有する児童・生徒の保護者は別紙入居申込書を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の申込書を受理したときは、大鹿村農山村留学推進委員会（以下「留学推進委員会」という。）に諮り入居の可否を決定して別紙契約書により入居契約を締結するものとする。

(入居の期間)

第6条 住宅への入居期間は、毎年4月1日から翌年3月25日までとする。ただし、次年度においても山村留学を希望する場合は、前年度の12月25日までに、第5条第1項により申込書を提出とするものとする。

(保護者の費用負担)

第7条 入居児童・生徒の保護者は、次の各号の費用を負担する義務を負う。

- (1) 住宅の使用料月額1万5千円
- (2) 光熱水費
- (3) 電話、テレビ・インターネット等に関する一切の費用
- (4) 破損したガラスの取替、電球の取替等の軽微な修繕等、住宅の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

- (5) 入居の責に帰す事由により住宅の構造上重要な部分の修繕が必要となった場合の費用

(保護者の遵守義務)

第8条 入居児童・生徒の保護者は次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 住宅は必要な注意を払い、これらを正常な状態に維持すること。
- (2) 保護者の変更があったとき、又は住居を引き続き15日以上使用しないときは、理由を付して教育委員会に届け出ること。
- (3) 住宅を転貸してはならない。
- (4) 住宅を住宅以外の目的に使用してはならない。
- (5) 住宅に造作を加えて模様替えし、又は増築してはならない。但し、造作を加えないで洋室を和室として使用する等、原状回復が容易である場合はこの限りではない。
- (6) 住宅周辺を良好に保つこと。
- (7) 住宅内外でのペットの飼育は認められない。

(住宅の明渡し請求)

第9条 入居児童・生徒の保護者が次の各号の一つに該当するに至ったときは、教育委員会は直ちに住宅の明渡しを請求し、また保護者は請求を受けた日から15日以内に住宅を明け渡さなければならない。

- (1) 入居資格を喪失したとき。
- (2) 入居期間を超えて入居しているとき。但し第6条第2項に該当した場合を除く。
- (3) 住宅使用料を理由なく請求の日から3か月以上滞納したとき。
- (4) 第8条各号の規定に違反したとき。
- (5) 住宅を故意に毀損した時。

(委任)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

(附則)

この規程は平成28年6月7日から施行する。